

行政制度調整表

専門部会	5	建設部会	分類	1	公営住宅
分科会	4	公営住宅分科会	調整項目		公営住宅使用料

中条町担当	町民福祉課	住宅係		
黒川村担当	建設課	係		

現況					調整方針	備考																																																														
記載事項	中条町		黒川村																																																																	
1 県営住宅使用料	(1) 家賃 公営住宅施行令第2条に規定する方法により算出。 毎年度、入居者からの収入申告に基づき、入居者及び住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ定める。 (2) 駐車場使用料 近傍同種の駐車場の料金に相当する額を限度として、規則で定める額。 1台 月額 2,300円		該当なし		中条町の例による。																																																															
2 町(村)営住宅使用料	(1) 家賃の決定 公営住宅施行令第2条に規定する方法により算出。 毎年度、入居者からの収入申告に基づき、入居者及び住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ定める		同左		両町村で差異がないため、現行のとおりとする。																																																															
3 町(村)設住宅使用料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>使用料</th> <th>名称</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二葉町1号</td> <td>20,000円</td> <td>長橋1号</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>" 2号</td> <td>24,000円</td> <td>" 2号</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>" 3号</td> <td>20,000円</td> <td>" 3号</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>" 4号</td> <td>20,000円</td> <td>" 4号</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>" 5号</td> <td>22,000円</td> <td>" 5号</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>" 6号</td> <td>22,000円</td> <td>" 6号</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>" 7号</td> <td>16,000円</td> <td>" 7号~20号</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>" 8号</td> <td>16,000円</td> <td>つつじヶ丘1号~27号</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>若松町1号</td> <td>22,000円</td> <td>コーポ・カーボンデー ルA棟</td> <td>(1戸1ヶ月) 20,000円</td> </tr> <tr> <td>" 2号</td> <td>22,000円</td> <td>" B棟</td> <td>(1戸1ヶ月) 20,000円</td> </tr> <tr> <td>" 3号</td> <td>22,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>" 4号</td> <td>22,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>" 5号</td> <td>22,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>" 6号</td> <td>22,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	使用料	名称	使用料	二葉町1号	20,000円	長橋1号	40,000円	" 2号	24,000円	" 2号	40,000円	" 3号	20,000円	" 3号	40,000円	" 4号	20,000円	" 4号	40,000円	" 5号	22,000円	" 5号	40,000円	" 6号	22,000円	" 6号	40,000円	" 7号	16,000円	" 7号~20号	40,000円	" 8号	16,000円	つつじヶ丘1号~27号	40,000円	若松町1号	22,000円	コーポ・カーボンデー ルA棟	(1戸1ヶ月) 20,000円	" 2号	22,000円	" B棟	(1戸1ヶ月) 20,000円	" 3号	22,000円			" 4号	22,000円			" 5号	22,000円			" 6号	22,000円			<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前山台 その他の村営住宅</td> <td>60,000円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	使用料	前山台 その他の村営住宅	60,000円	現行のとおりとする。ただし、免除規定は中条町の例による。	
名称	使用料	名称	使用料																																																																	
二葉町1号	20,000円	長橋1号	40,000円																																																																	
" 2号	24,000円	" 2号	40,000円																																																																	
" 3号	20,000円	" 3号	40,000円																																																																	
" 4号	20,000円	" 4号	40,000円																																																																	
" 5号	22,000円	" 5号	40,000円																																																																	
" 6号	22,000円	" 6号	40,000円																																																																	
" 7号	16,000円	" 7号~20号	40,000円																																																																	
" 8号	16,000円	つつじヶ丘1号~27号	40,000円																																																																	
若松町1号	22,000円	コーポ・カーボンデー ルA棟	(1戸1ヶ月) 20,000円																																																																	
" 2号	22,000円	" B棟	(1戸1ヶ月) 20,000円																																																																	
" 3号	22,000円																																																																			
" 4号	22,000円																																																																			
" 5号	22,000円																																																																			
" 6号	22,000円																																																																			
名称	使用料																																																																			
前山台 その他の村営住宅	60,000円																																																																			

		現 況			調 整 方 針	備 考																				
記載事項	中 条 町	黒 川 村																								
	<table border="1"> <tr><td>大出1号</td><td>16,000円</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>" 2号</td><td>16,000円</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>平木田1号</td><td>24,000円</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>" 2号</td><td>24,000円</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>" 3号</td><td>24,000円</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>教育に携わる人は半額免除</p>	大出1号	16,000円			" 2号	16,000円			平木田1号	24,000円			" 2号	24,000円			" 3号	24,000円							
大出1号	16,000円																									
" 2号	16,000円																									
平木田1号	24,000円																									
" 2号	24,000円																									
" 3号	24,000円																									
4 農集住宅使用料	該当なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>戸数</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鍬江1号~4号、小長谷1号~14号 下荒沢1号~20号、須巻1号~12号 坂井1号~6号、8号~11号 蔵王1号~2号 宮久1号~18号、20~30号</td> <td>91戸</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>持倉1号</td> <td>1戸</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>鍬江5号、須巻13号、蔵王5号</td> <td>3戸</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>持倉2号~3号、鼓岡1号~2号 坂井7号・12号、蔵王3号~4号</td> <td>8戸</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>宮久19号</td> <td>1戸</td> <td>6,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>農集住宅の家賃に関する規則第2条、減額の規定による使用料</p>	名称	戸数	使用料	鍬江1号~4号、小長谷1号~14号 下荒沢1号~20号、須巻1号~12号 坂井1号~6号、8号~11号 蔵王1号~2号 宮久1号~18号、20~30号	91戸	5,500円	持倉1号	1戸	6,000円	鍬江5号、須巻13号、蔵王5号	3戸	4,500円	持倉2号~3号、鼓岡1号~2号 坂井7号・12号、蔵王3号~4号	8戸	4,000円	宮久19号	1戸	6,600円	黒川村の例による。					
名称	戸数	使用料																								
鍬江1号~4号、小長谷1号~14号 下荒沢1号~20号、須巻1号~12号 坂井1号~6号、8号~11号 蔵王1号~2号 宮久1号~18号、20~30号	91戸	5,500円																								
持倉1号	1戸	6,000円																								
鍬江5号、須巻13号、蔵王5号	3戸	4,500円																								
持倉2号~3号、鼓岡1号~2号 坂井7号・12号、蔵王3号~4号	8戸	4,000円																								
宮久19号	1戸	6,600円																								
5 特定公共賃貸住宅使用料	該当なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>戸数</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東牧住宅 93号~98号</td> <td>6戸</td> <td>52,000円</td> </tr> <tr> <td>黒川住宅 65号~69号</td> <td>5戸</td> <td>52,000円</td> </tr> <tr> <td>黒川住宅 70号~72号</td> <td>3戸</td> <td>53,000円</td> </tr> <tr> <td>前山台住宅 1号~22号</td> <td>22戸</td> <td>53,000円</td> </tr> <tr> <td>前山台住宅 23号~35号</td> <td>13戸</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	戸数	使用料	東牧住宅 93号~98号	6戸	52,000円	黒川住宅 65号~69号	5戸	52,000円	黒川住宅 70号~72号	3戸	53,000円	前山台住宅 1号~22号	22戸	53,000円	前山台住宅 23号~35号	13戸	50,000円	黒川村の例による。					
名称	戸数	使用料																								
東牧住宅 93号~98号	6戸	52,000円																								
黒川住宅 65号~69号	5戸	52,000円																								
黒川住宅 70号~72号	3戸	53,000円																								
前山台住宅 1号~22号	22戸	53,000円																								
前山台住宅 23号~35号	13戸	50,000円																								

現 況		調 整 方 針	備 考																				
記載事項	中 条 町			黒 川 村																			
6 駐車場使用料		1区画月額 1,890円 区画数 13区画	黒川村の例による。																				
関係法令等	公営住宅法 新潟県営住宅条例第15条（家賃の決定） 新潟県営住宅条例第19条（督促及び延滞金の徴収） 新潟県営住宅条例第20条（敷金） 新潟県営住宅条例第56条（駐車場使用料） 新潟県営住宅条例施行規則第35条（駐車場使用料） 中条町営住宅管理条例 中条町営住宅管理条例施行規則 中条町設住宅管理条例 中条町町設住宅管理規則	公営住宅法 黒川村営住宅管理条例 黒川村営住宅管理条例施行規則 黒川村営住宅管理条例 黒川村営住宅管理条例施行規則 黒川村営住宅管理条例 黒川村営住宅管理条例施行規則 農集住宅の家賃に関する規則 黒川村営住宅駐車場設置及び管理条例 黒川村営住宅駐車場管理規則	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">財政への影響額</th> <th>単位：千円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額（増減）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 備考 平成15年度当初予算ベース	財政への影響額			単位：千円		予算額	調整後見込額	影響額（増減）	中条町				黒川村				計			
財政への影響額			単位：千円																				
	予算額	調整後見込額	影響額（増減）																				
中条町																							
黒川村																							
計																							